

さめき水田営農だより

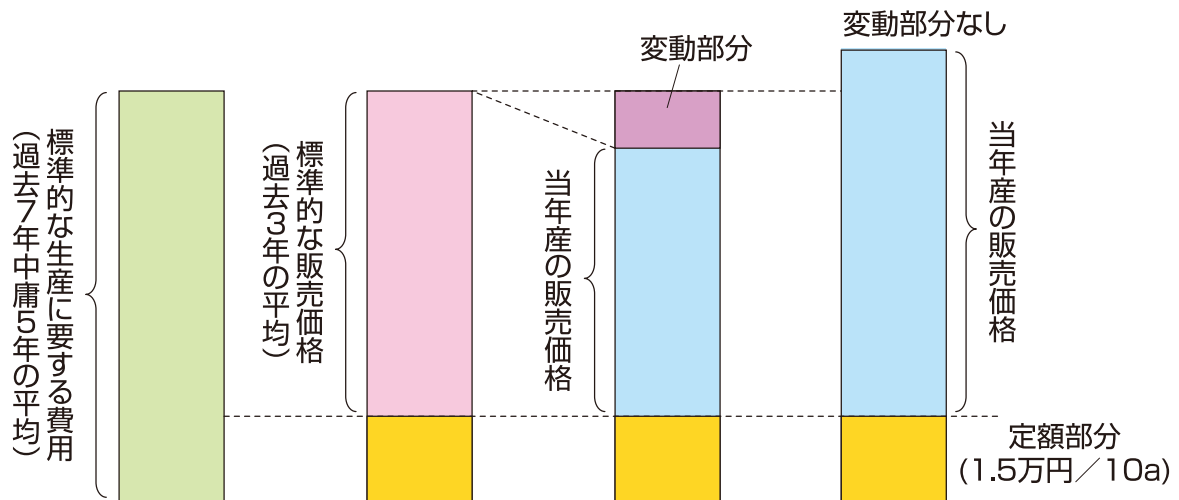
平成22年度戸別所得補償制度モデル対策～自給率向上対策～

① 米戸別所得補償モデル事業の概要

- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償が国からの直接支払いにより行われます。

事業の仕組み

| | |
|------|--|
| 定額部分 | 10a当たり1万5千円(全国统一単価) |
| 変動部分 | 当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定 |



- 交付対象者 米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの。

- 交付対象面積 主食用米の作付面積から一律10a控除して算定。

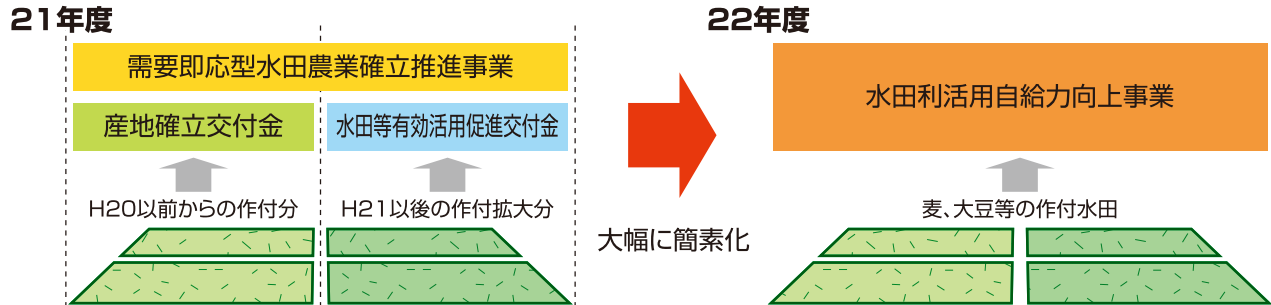
今回の対策の5つのポイント

- ① 生産数量目標に即した生産者に対するのメリット措置。
- ② 地域協議会などを經由せず、国から直接交付金が支払われる。
- ③ 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- ④ 要件の確認などは、市町や地域協議会が香川農政事務所等の関係機関と連携して実施。
- ⑤ 水田利活用自給力向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。

② 水田利活用自給力向上事業の概要

- 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に、主食用米並みの所得を確保できる水準が国から直接支払われます。

交付金体系の見直し(イメージ)



事業の仕組み

① 交付金単価(香川県で設定したもの)

| 作物 | | 単価(10a当たり) | 留意事項 |
|-------|---|------------|--|
| 戦略作物 | 麦 | 37,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の指導や県の作物別作付実績により、交付単価が減額調整される場合があります。 ・二毛作助成以外は、主食用米の作付けがない水田での交付単価です。 ・交付対象は、出荷・販売を目的とする作物です(地力増進作物や景観形成作物は除きます)。 |
| | 大豆(黒大豆を含む) | 35,000円 | |
| | 飼料作物 | 26,000円 | |
| | 新規需要米(米粉用・飼料用米、WC S用稲) | 80,000円 | |
| | そば、なたね、加工用米 | 20,000円 | |
| | 二毛作助成 (主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組合せのみ) | 15,000円 | |
| その他作物 | アスパラガス、スイートコーン、ナバナ、ブロッコリー | 15,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の指導や県の作物別作付実績により、交付単価が減額調整される場合があります。 ・二毛作助成以外は、主食用米の作付けがない水田での交付単価です。 ・交付対象は、出荷・販売を目的とする作物です(地力増進作物や景観形成作物は除きます)。 |
| | 青ネギ、イチゴ、エンサイ、キャベツ、キュウリ、採種タマネギ、キク、松盆栽 | 13,000円 | |
| | トマト、レタス、ヒマワリ、マーガレット、タバコ | 10,000円 | |
| | オクラ、サトウキビ、ニンニク、パセリ、ピーマン、モロヘイヤ、バラ、ラナンキュラス | 8,000円 | |
| | サトイモ、自然薯、タマネギ、ナス、馬鈴薯、メロン、オリーブ、カーネーション、苗木※ | 5,000円 | |
| | 地力増進作物※、景観形成作物※ | 3,000円 | |

※具体的な作物名

苗木：オリーブ、ケヤキ、コナラ、ヒノキ

地力増進作物：セスパニア、ソルガム、トウモロコシ、ヘアリーベッチ、レンゲ

景観形成作物：カラシナ、コスモス、菜の花、ヒマワリ、レンゲ

(注1) 制度変更に伴い、平成20年度に比べて交付額が減少する地域に対しては、別途、激変緩和措置が講じられます。

(注2) 戦略作物同士の組合せによる二毛作助成は、上記の交付単価を比較して、低い方の作物の単価が15,000円(10a当たり)となります。

② 交付要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、需要者との出荷契約等が必要です。

今回の対策の6つのポイント

- ①これまで米の需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、生産数量目標の達成に関わらず助成対象となる。
- ②作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国统一単価で実施(ただし、県単位で調整)。
- ③その他作物に対する交付は、単価(10,000円/10a)に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に交付対象作物・単価を設定。
- ④水田の自給力の向上のため、二毛作助成(戦略作物15,000円/10a)を実施。
- ⑤現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる。
- ⑥麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付(21年度の全国平均で小麦;約40,000円、大豆;約27,000円)。

③ 今後の手続きスケジュール

- 交付金を受け取るには、加入申請書、交付申請書などの提出が必要になります。
- 交付金は、農業者が指定した口座に国が直接支払います。
- **加入の申込みは4月～6月**、交付金の支払いは12月～3月になります。
- 申請に必要な書類の様式は、生産数量目標等の配布時にお渡しします。
- 配布書類の様式のほかにも必要に応じて、添付書類を提出していただくことがありますので、ご了承願います。

加入申込み・支払時期

| | 農業者からの申請 | 国等からの通知 |
|----------|-------------------------------|----------------------------|
| 22年 4～6月 | 加入申請書、作付面積確認依頼書及び不作付地改善計画書の提出 | |
| 9月 | | |
| 10月 | | 交付対象面積の通知 |
| 11月 | 交付申請書の提出 | ↓ |
| 12月 | ↓ | 交付金支払い (12月～3月) |
| 23年 1月 | | |
| 2月 | | |
| 3月 | | |

④ 戸別所得補償モデル対策の加入申請手続き

加入申請書(イメージ)記載例

戸別所得補償制度に関するモデル対策加入申請書
香川農政事務所長 殿

平成22年度戸別所得補償モデル対策に加入したいので、下記のとおり申請します。

申請年月日 平成 22 年 4 月 0 日

| | | | | |
|-------|------------------|---------|------|-------------------|
| 加入申請者 | フリガナ | カガワ タロウ | | 申請印 |
| | 氏名又は法人、組織名 | 香川 太郎 | | |
| | フリガナ | | | |
| | 代表者氏名(法人、組織のみ) | | | |
| 住所 | (〒 123 - 4567) | 香川 都道 | 高松 | (市区町村) |
| | デンジノマイ3-5 | | | |
| | 天神前3-5 | | | |
| 電話 | 087 - 831 - 0000 | | 携帯電話 | 090 - 1234 - 0000 |

| | | | | | |
|---------|---------------|------|------------------|-------|---|
| 交付金振込口座 | 金融機関名 | 支店名 | 金融機関コード | 支店コード | 種目 |
| | 農林 | 高松 | 1234 | 567 | <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 通知 |
| | 口座番号 | フリガナ | 口座名義 | | |
| | 1 2 3 4 5 6 7 | 漢字 | カガワ タロウ 香川 太郎 | | |

【ゆうちょ銀行の方はここに記入してください。】

| | | | |
|------|------|------------|-----|
| 口座番号 | 記号 | 番号(右詰めで記入) | 確認欄 |
| | | | |
| 口座名義 | フリガナ | | |
| | 漢字 | | |

| | | |
|--|---|--|
| モデル対策交付申請(予定) | 農作物(水稲)共済への加入 | 水田経営所得安定対策の加入 |
| 水田利用活用自給力向上事業 米戸別所得補償モデル事業 <input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 申請しない | <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入 | <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入 |
| | 共済資格団体連合の有無※ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 水田経営所得安定対策加入者コード |

※集落営農のみ記入

| | | | |
|---|---|------------------|--|
| 麦・大豆から新規需要米への転換の有無(固定私交付の辞退) | 調整水田等の不作付地の改善計画の有無 | 担当者記入欄(市町村の認定状況) | 個人情報の取扱いの確認 |
| <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない |

担当者記入欄

| | | |
|---|---------|----------|
| 戸別所得加入者管理コード | 【農政事務所】 | 【地域協議会等】 |
| 市町コード 地区コード 集落コード 農家番号 2 0 1 1 0 1 1 0 1 0 0 0 0 | | |

● 申請する日付は申請期間内で記入してください。

加入申請期間:4月1日～6月30日

● 申請書には以下の事項について記入・チェックをお願いします。

(記載事項)

- ①氏名(捺印)
- ②住所
- ③電話番号
- ④振込口座番号
- ⑤その他必要事項に記入、チェック

※スタンプ印による捺印は不可。法人については登録印を押印してください。

調整水田等の不作付地の改善計画(イメージ)記載例

調整水田等の不作付地の改善計画 平成 22 年 4 月 00 日

〇〇〇〇市町長 殿

申請者 住所 高松市天神前3-5 印
氏名 香川 太郎
電話番号 087-831-0000

私が使用収益権等を有する水田のうち、調整水田等の不作付地となっている水田改善計画を下記のとおり作成したので申請します。

記

| 不作付地の地番 | 不作付地の面積 | 状態 | 作物を栽培できない理由 | 改善計画 | 達成予定年 |
|---------|---------|--|--|---|---|
| | | 1. 調整水田 2. 自己保全管理 3. その他(詳細を記入) | 1. 連作障害を防ぐための休耕 2. 土地改良適年施行 3. 災害等により畑田中 4. 高齢等による労力不足 5. その他(詳細を記入) | 1. 作物の作付を検討(作物名を記入) 2. 地域の担い手に委託 3. 集落営農への参加 4. かい戻等により改善困難 5. その他(詳細を記入) | 1. 23年度 2. 24年度 3. 25年度 4. 改善困難 5. その他(詳細を記入) |
| | | 番号:左の③の場合詳細を番号:左の⑤の場合詳細を番号:左の⑥の場合詳細を記入 | 番号:左の③の場合詳細を番号:左の⑤の場合詳細を番号:左の⑥の場合詳細を記入 | 番号:左の③の場合詳細を番号:左の⑤の場合詳細を番号:左の⑥の場合詳細を記入 | 番号:左の③の場合詳細を番号:左の⑤の場合詳細を番号:左の⑥の場合詳細を記入 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

【地域協議会等管理コード】
市町コード 地区コード 集落コード 農家番号
2 0 1 1 0 1 1 0 1 0 0 0 0

(注1)状態、作物を栽培できない理由、改善計画、達成予定年欄については、該当する番号を記入してください。
(注2)改善計画欄で、「1」を選んだ場合は、作物名を記入してください。
(注3)各欄でその他を選んだ場合は、詳細を記入してください。

● 米戸別所得補償モデル事業に加入する方で、作付面積確認依頼書において**不作付地の筆がある場合**には、以下の事項について筆毎に記入願います。

(記載事項)

- ①不作付地の地番
- ②不作付地の面積
- ③状態
- ④作物を栽培できない理由
- ⑤改善計画
- ⑥達成予定年

※③～⑥でその他を選択された場合は、詳細に記入願います。

※すべての項目について記入がなければ、交付金の支払いができません。

作付面積確認依頼書(イメージ)記載例

| | | | | | | |
|-----------|---|-------|--------|----------|------------------------------------|----------------|
| 組合名 | 【提出にあつての承諾・重要事項】 ・地域協議会、JA、農業共済組合、農政事務所及び関係機関が、この記載内容・確認内容に含まれる個人情報について、米の生産調整、戸別所得補償制度モデル対策及び水稲共済の事務に必要な範囲で利用することに同意します。 ・地域協議会、JA及び農業共済組合が、平成22年度戸別所得補償制度モデル対策の事務に必要な範囲内で農業委員会から農地基本台帳の情報の提供を受けることに同意します。 ・地域協議会、JA及び農業共済組合が、平成23年度米に係る水田台帳の整備に必要な範囲内で、平成22年度内において、農業委員会から農地基本台帳の情報の提供を受けることに同意します。 ・助成要件を満たしていない場合は、地域協議会が作付確認依頼書を訂正するとともに、助成金の交付後に助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、助成金を返還することを承諾します。 ・米の生産調整の実施にあつては、記載のある生産調整方針作成者に参加します。 | | | | | 農業者印・重要事項説明確認印 |
| 地区名 | 00000 | | | | | 香川 |
| 組合員コード | 12345 | | | | | |
| 生産調整方針作成者 | 市町コード | 地区コード | 集落コード | 農家番号 | 農家氏名 | 電話番号 |
| カガワケンウキョウ | 201 | 101 | 101 | 0001 | カガワ タロウ | (832)1111 |
| 住所 | 000町1-2-1 | | | | | |
| 水田番号 | 所在地 | 水田面積 | 水稲作付面積 | 水稲以外作付面積 | 作物名等又は水稲品種 | 水稲補付予定月日 |
| 耕地番号 | | a m | a m | a m | ※裏作が助成対象になる場合には、()で作物名・面積を記入して下さい | 収量等級 |
| 0001 | 上町1 (1000) | 9:50 | 9:50 | | コシヒカリ | 5/8 |
| 0002 | 上町2 (700) | 6:55 | | 6:55 | 飼料用米 | / |
| 0003 | 上町3 (200) | 1:00 | | 1:00 | レンガ | / |
| 0004 | 上町4 (1200) | 11:40 | 8:00 | 3:40 | コシヒカリ ブロッコリー 12月 | 5/8 |
| 0005 | 上町5 (800) | 7:00 | | 7:00 | トマト | / |
| 0006 | 中町1 (2000) | 19:00 | | 19:00 | 小豆(大豆) | / |
| 0007 | 中町2 (2000) | 19:00 | | 19:00 | ソルガム | / |
| 0008 | 中町3 (400) | 3:00 | | 3:00 | 自己保安管理 | / |
| 0009 | 中町4 (900) | 8:55 | | 8:55 | そば | / |
| 0010 | 中町5 (600) | 5:70 | | 5:70 | なす 家庭菜園 | / |
| 合計 | | 93:10 | 17:50 | 75:60 | | |

(記入上の注意) 農業者は、本欄の枠内のみ記入して下さい。自ら生産調整方針を作成している農業者は、生産調整方針作成者を修正して下さい。

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------------|----------|------------|------------|----------|--------|----------|------|----------|---------|
| 合計額 | 農業共済 | 耕地筆数 | 引受筆数 | 水田面積 | 水稲作付(引受)面積 | 基準収穫量 | 引収収量 | 個人選択共済金額 | 円 | 引受方式 | 補償割合 |
| | 水稲生産状況 | 水稲作付面積①(新緑期) | 加工用米等面積② | 主食用水稲面積③-② | 判定 | 地区平均基準収収 | kg/10a | 米の生産数量等 | 数量目標 | 修正後の数量目標 | 米の作付面積等 |

| | | | | |
|-------|-----------|-----------|------|--------|
| 新規需要米 | WCS用 | 出荷・販売契約数量 | 地域単収 | 生産予定面積 |
| | 米粉用米 | | | |
| | 飼料用米 | | | 6:55 |
| | ブク(芽)飼料用米 | | | |
| | その他 | | | |
| 加工用米 | kg | kg/10a | | |
| 合計 | | | | 6:55 |

- 作物名等又は水稲品種の欄については、**必ず記入してください。**
(例)・コシヒカリ
・飼料用米
・トマト
・調整水田
・なす 家庭菜園
- 夏場(7月1日)に作付けしていない冬作物等は、**予定作物名、収穫時期**を記入してください。
(例)・ブロッコリー 12月
・レタス 11月
- 二毛作は、主食用米又は新規需要米を表作とし裏作にあたる作物を()書きで記入してください。なお、戦略作物同士の組み合わせによる二毛作の場合は、表作物及び裏作物を選択することができません。(例えば、単価の高い作物を表作とする場合等)
- 【例1】小麦(大豆)
【例2】大豆(飼料用ソルガム)
【例3】飼料用ソルガム(そば)
- 新規需要米については、農政事務所に取組計画書を提出し、農政事務所からの認定書及び認定結果報告書を6月30日までに、地域協議会に提出してください。

申請に当たっての留意事項

- 添付書類
 - ・ 集落営農組織では、共同販売経理を確認させていただくため組織名義の通帳の写し、規約、構成農家名簿の提出が必要になります。
 - ・ 作付面積確認依頼書に印字されている筆の他に農作業受託により作付けをしている筆がある方は、地権者との利用権設定又は農作業受委託契約書の写しが必要になります。(使用収益等を伴う契約が対象です)

ミナミアオカメムシを的確に防除しましょう!

九州南部や四国南部に生息していたミナミアオカメムシが、温暖化に伴い、平成20年に香川県の一部の地域で発生が確認されました。平成21年には県内全地域で発生が見られるようになりました。

水稻では、成虫・幼虫ともに出穂期から収穫期まで加害し、斑点米発生の原因となります。ミナミアオカメムシは、従来から生息する斑点米カメムシ類と比べてその被害が大きく、問題となっています。



カメムシ被害による斑点米



稲穂に群がるミナミアオカメムシの4齢幼虫

●形態と発生消長



①卵塊（葉裏）



②3齢幼虫(4.5mm)

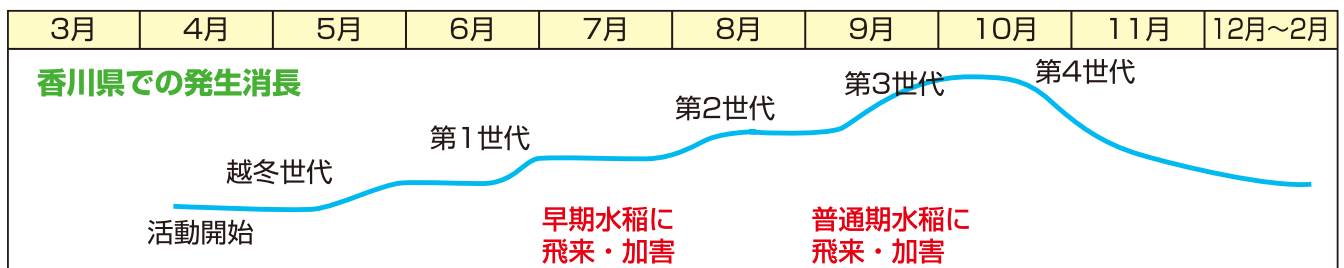


③5齢幼虫(10mm)



④成虫(12～16mm)

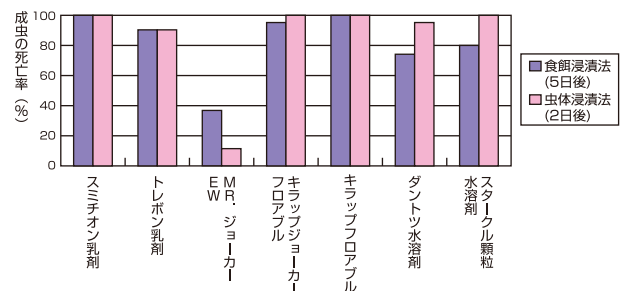
成虫は暖かくなると活動を開始し、麦や春野菜、ヒユ科やタデ科の雑草に順次飛来して産卵・増殖します。後に出穂を迎えた水稻に移動し増殖・加害します。



●防除対策

防除適期：①出穂期頃 ②出穂の10～15日後です。右図のとおり、多くの薬剤で防除効果が認められました。出穂期前の防除で粒剤を使用した場合は、②の防除時期を7日程度早めましょう。また、出穂10日前までに周辺雑草を処理しておきましょう。

※詳細については、農業試験場病害虫防除所、農業改良普及センターまでご相談ください。



各種薬剤の防除効果（病害虫防除所）

●内容に関するお問い合わせ先

| | | |
|-----------------|--------|-------------------|
| 香川農政事務所 | 食糧部計画課 | TEL: 087-831-8153 |
| | 農政推進課 | TEL: 087-831-8151 |
| 香川県農協中央会指導部指導課 | | TEL: 087-825-2503 |
| 香川県農政水産部農業生産流通課 | | TEL: 087-832-3418 |

○当資料の「平成22年度戸別所得補償制度モデル対策」に係る記載については、発行日現在の情報を基にしたものであり、今後、国が内容を変更する可能性もありますのでご注意ください。